

2017年6月8日

厚生労働大臣より、女性活躍推進法に基づく認定を取得

～「えるぼし」企業として2段階目の認定を取得しました！～

株式会社ガスパル（本社：東京都港区、代表取締役社長 中川健志、以下「ガスパル」）は、厚生労働大臣より、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」）に基づく「えるぼし」企業として認定を受けました。

記

1. 認定の概要

当該認定は、2016年4月1日施行の女性活躍推進法に基づき、行動計画の策定と、その旨の届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業が、厚生労働大臣より認定を受けるものです。「えるぼし」企業認定は5つの評価項目*で行われ、基準を満たした項目数に応じて3段階で評価されます。今般、ガスパルは2段階目の認定となりました。

*評価項目：①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース

2. ガスパルの取り組み

ガスパルは、女性の活躍推進を重要な経営戦略の一つとして、さまざまな施策を通して支援しています。キャリア形成とライフイベントの両立を支援する観点から、法律を上回る水準での各種両立支援制度の充実に加え、セミナーなどを通じた従業員の意識向上、職場風土の醸成などに取り組んでいます。

3. 今後の活動

今後とも、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、当社の経営理念にあります、全従業員の働きがいの追及と、豊かな社会の実現に貢献して参ります。



※認定を受けた企業が使用できる厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」（2段階目）。

以上